



# 情報提供に関する Q & A

## 設置前に

**Q 1** なぜ設置前に情報提供を行う必要があるのですか？

**A** 建造物によって空港内や空港周辺にある無線施設の電波が影響を受けた場合、航空機の運航に影響を与える可能性があるため、事前の確認が必要となります。

**Q 3** 空港の無線施設とはどのような施設ですか？

**A** 熊本空港には ILS、VOR/DME、レーダー等が設置されています。

ILSとは、滑走路に着陸する航空機に進入コースを指示する電波を発射しています。

その他の施設は国土交通省HP

([https://www.mlit.go.jp/koku/l5\\_bf\\_000327.html](https://www.mlit.go.jp/koku/l5_bf_000327.html)) をご確認ください。

**Q 4** どのような情報を提供すればよいですか？

**A** 建造物の住所、緯度経度、高さ（標高+建物高）、面積、用途を確認させていただきます。

## 提供後は

**Q 6** 検討結果はどのようにして確認すればよいですか？

**A** 無線施設への影響有無を担当者から回答します。影響有りの場合は、その理由を説明の上、対策等について協議させていただきます。

## 設置後は

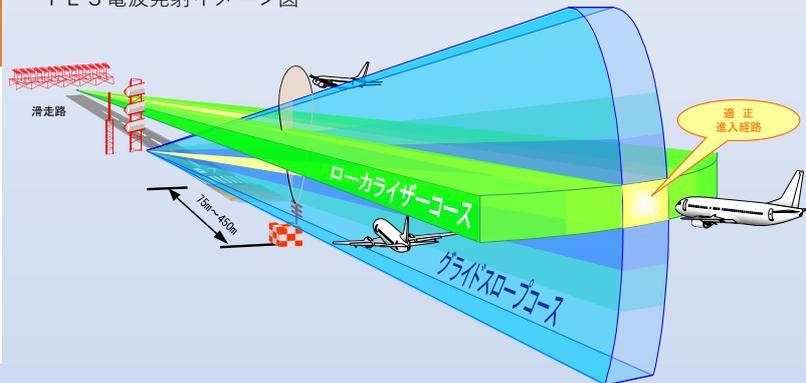
**Q 8** 太陽光発電設備の設置後に影響があった場合はどうすればよいのですか？

**A** 太陽光発電設備の設置後、インバータの故障等によって雑音（妨害波）が生じ、無線施設に影響を与える恐れがあります。そのような場合は発信源の調査や妨害波軽減に向けた対応についてご協力をいただくこともあります。

**Q 2** 誰がどのようにして確認するのですか？

**A** 熊本空港の航空管制技術官によって確認が行われます。建造物から無線施設までの距離などを踏まえ、電波解析（シミュレーション）等を行いながら確認します。

ILS電波発射イメージ図



**Q 5** 標高はどのように確認すればよいですか？

**A** 国土地理院のHPでご確認ください。  
(<https://www.gsi.go.jp>)

**Q 7** 影響有りの場合、どのような対応が必要になりますか？

**A** 例えば、設置場所を無線施設から遠ざかる方向の位置へ変更いただいたり、建造物の大きさや高さを変更していただくこと等が想定されます。いずれにしても、設置すること自体を排除するのではなく、協議の上で航空機の運航に支障を及ぼさない場所へ設置いただくことを目的としております。



国土交通省

## 無線施設への影響確認について

<問い合わせ先：平日9時～17時>

〒861-2204

熊本県上益城郡益城町小谷

国土交通省 大阪航空局 熊本空港事務所 航空管制技術官

メール cab-kmj-kangi@ki.mlit.go.jp

電話 096-232-2856